

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 4年 6月 20日

兵庫県知事

様

届出者

〒650-8567

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名 兵庫〇〇株式会社 代表取締役 兵庫 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 078-341-7711

・①「住所」は郵便番号及び都道府県名から記入。・②「氏名」は、個人の方は氏名を、法人の方は登記簿上の名称及び代表者の氏名を記入。・③「電話番号」は市外局番も含めて記入。

※代表取締役印や会社印等を押印しないでください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 3 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

・①「保管事業場の名称」欄には、個人の方は PCB 廃棄物の保管場所の名称を、法人の方は会社名に加えて工場名、支店名、ビル名などの具体的な事業場の名称を記入。・②「特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物管理責任者の職名（例：管理課長など）と氏名を記入。・③「保管の場所」欄には、具体的な保管の場所名を記入し、保管の場所が複数ある場合は、各廃棄物の保管の場所をそれぞれ特定し、以下の「参考事項」の欄と整合させること。

保管事業場の名称	兵庫〇〇株式会社 阪神支社		
保管事業場の所在地	兵庫県宝塚市旭町2-4-15		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	管理課長 兵庫 太郎	電話番号	0797 - 〇〇- 〇〇〇〇
保管の場所	①兵庫県宝塚市旭町2-4-15 本館 地下1階 電気室、②兵庫県宝塚市旭町2-4-〇〇 A棟 2階 管理室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

電気機器の場合は機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」欄を記入。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
30-001	⑩ 蛍光灯用安定器	50W	③ NEC ライティング(株)	FRB-22 SR	不明	⑪ 不明	R4.6	300台	750kg	高濃度 低濃度 不明	ドラム缶	囲いあり 掲示あり	分別	なし	調整中	②で保管

「廃棄物の種類」、「製造者名」、「表示記号等」欄には、別紙のリストから該当するものを番号とともに記入。

・既に番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入。・新たに保管することとなった廃棄物については、「前年度の元号数」の後に整理番号を付与（平成 30 年度の状況を届け出る場合の例：30-001）すること。

可燃性汚染物等は濃度区分が変更になっているので必ず確認すること。

高濃度 PCB 廃棄物の処分の委託予定年月を記入。

処分業者と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入。（中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号も記入。）

・保管場所が複数存在する場合は「〇〇で保管」。「屋内保管」、「PCB 濃度〇mg/kg」、「今後分析予定」などを記入。

（日本産業規格 A列4番）

＜廃棄物の種類＞・以下の一覧から、該当する種類を記入してください。

①変圧器（トランス）	②柱上変圧器（柱上トランス）	③計器用変成器	④リアクトル
⑤放電コイル	⑥整流器	⑦コンデンサー（3kg 以上）	⑧コンデンサー（3kg 未満）
⑨サージアブソーバー	⑩蛍光灯用安定器	⑪水銀灯用安定器	⑫ナトリウム灯用安定器
⑬安定器（用途不明）	⑭ネオン変圧器（ネオントランス）	⑮その他電気機械器具	⑯OF ケーブル
⑰変圧器油（トランス油）	⑱柱上変圧器油（柱上トランス油）	⑲コンデンサー油	⑳熱媒体油
㉑その他 PCB を含む油	㉒感圧複写紙	㉓ウエス	㉔汚泥

＜変圧器・コンデンサーの製造者名＞・以下の一覧から、該当する製造者名を記入してください。

①(株)愛知電機工作所	②富士電機製造(株)	③(株)日立製作所	④北陸電機製造(株)
⑤(株)明電舎	⑥三菱電機(株)	⑦日新電機(株)	⑧大阪変圧器(株)
⑨(株)高岳製作所	⑩東光電気株	⑪中国電気製造(株)	⑫マルコン電子(株)
⑬二井蓄電器(株)	⑭東京電器(株)	⑮松下電器産業(株)	⑯日本コンデンサ工業(株)
⑰(株)関西二井製作所	⑱(株)指月電機製作所	⑲(株)帝国コンデンサ製作所	⑳古河電気工業(株)
㉑東京芝浦電気(株)	㉒日立コンデンサ(株)	㉓(株)西島電機製作所	㉔海外製

＜安定器等汚染物の製造者名＞・以下の一覧から、該当する製造者名を記入してください。

①岩崎電気(株)	②(株)梅電車	③NEC ライティング(株) (旧：新日本電気)	④オーデリック (旧：オーヤマ照明/大山電機工業)
⑤(株)共進電機製作所	⑥コイズミ照明(株)	⑦星和電機(株)	⑧大光電機(株)
⑨ダイヘン電設機器(株)ヘルメス 機器工場 (旧：ヘルメス電機)	⑩東芝ライテック(株)	⑪(株)GSユアサ (旧：日本電池)	⑫(株)光電器製作所
⑬日立アプライアンス(株) (旧： 日立照明/日立製作所)	⑭藤井電機工業(株)	⑮扶桑電機工業(株)	⑯パナソニック(株) (旧：松下電器産業/松下電工)
⑰パナソニック(株) (旧：三洋電機)	⑱三菱電機照明(株) (旧：三菱電機)	⑲山田照明(株)	⑳(株)リード ㉑海外製

＜表示記号等＞

①不燃(性)油	②不燃性(合成)絶縁油	③シバノール	④富士シンクロール油	⑤カネクロール油	⑥塩化ビフェニール
⑦AF 式	⑧DF 式	⑨AFP 式	⑩冷却方式 LNaN	⑪不明	

＜保管の状況＞

①なし	②金属製箱	③ドラム缶	④ペール缶	⑤一斗缶	⑥プラスチック容器	⑦段ボール箱	⑧コンクリート槽	⑨屋外タンク	⑩屋内タンク
-----	-------	-------	-------	------	-----------	--------	----------	--------	--------

＜分別・混在の別＞

①分別	②混在
-----	-----

＜漏れ等のおそれ＞

①なし	②機器ににじみ跡有り	③その他(具体的に記載)
-----	------------	--------------

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入。  
※掘り起し調査等で新たに判明した場合は、①へ記入。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
29-001	⑩蛍光灯用安定器	50W	③NECライティング(株)	FRB-22SR	不明	その他( )	300台	750kg	高濃度 低濃度 不明	R3.12.12	他の事業場(○)から移動	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
16-004	⑩蛍光灯用安定器	40W	⑩東光電気(株)	FBH-4012	S46. 1	⑩不明	150台	320kg	高濃度 低濃度 不明	R3. 6. 6	他の事業場に移動	兵庫○○(株)株式会社 本社 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合				参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
16-001	①変圧器(トランス)	250kVA	②東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46. 5	①不燃(性)油	1台	2100kg	高濃度 低濃度 不明			R4. 1. 10	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(大阪市此花区北港白津2-4-13)	R4. 3. 3	
20-001	④汚泥						4缶	600kg	高濃度 低濃度 不明			R4. 1. 10	(株)○○○	R4. 3. 3	

この届出に関するPCB廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票(マニフェスト)(廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。)の写し(A4サイズでよい)を添付してください。

高濃度PCB廃棄物で、令和3年度中に中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処分を委託し、処分が完了している場合は以下の該当する番号を記入。  
 ・トランス・コンデンサ等の場合  
 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪市此花区北港白津2-4-13  
 ・安定器等汚染物の場合  
 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州市若松区響町1-62-24

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	兵庫〇〇株式会社 阪神支社		
所在事業場の所在地	兵庫県宝塚市旭町2-4-15		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	管理課長 兵庫 太郎	電話番号	0797 - 〇〇- 〇〇〇〇
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいいます。

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
29-002	⑩蛍光灯用安定器	40W	⑦星和電機(株)	41R-8-35	S47. 2	⑪不明	R4. 6	登録済 (tc 00000000)	180台	400kg	高濃度 低濃度 不明	

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入してください。なお、この届出書において、「廃棄」とはポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいいます。

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。